

# ネット&ライン *Net & Line*

2023 Autumn  
No. **182**

## 特集

経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画について  
自治体情報システム標準化・共通化に関する国の最新動向  
総合行政情報システムにおけるシステム標準化対応の方向性



一般財団法人  
**岐阜県市町村行政情報センター**  
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES  
ホームページアドレス <https://www.gaic.or.jp/>  
〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3  
TEL(0584)47-6607(代) FAX(0584)47-6583



▲ホームページ



IS 80162/ISO 27001:2013



IS 80162/JIS Q 27001:2014

認証登録範囲 地方行政事務の情報システムの企画、開発、運用、保守及び受託処理サービス

休日窓口の御案内 (年末年始を除く8:30~17:15)

電話番号：**(0584) 47-6586**



一般財団法人  
**岐阜県市町村行政情報センター**  
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES

# 令和5年度市町村職員研修開催の御案内

センターでは、市町村職員の情報活用能力の向上を目的とした各種研修を開催します。本年度の研修は、下表のとおり開催することとしております。

研修名	定員	開催方法	開催形態	日数	回数	開催時期	
管理者研修	別途御案内						
一般研修							
集合研修(共催)	Word中級コース	各20人	定期	集合	1日	2回	12月15日 18日
	Excel中級コース	各20人	定期	集合	1日	4回	12月19日 20日 21日 22日
	Access初級コース	20人	定期	集合	2日	1回	12月26日～27日
	PowerPoint初級コース	20人	定期	集合	1日	1回	12月25日
集合研修(単独)	ネットワーク基礎コース	各10人	定期	集合	1日	2回	9月 8日 11日
	Excel活用コース	10人	定期	集合	1日	1回	9月12日
	Access活用コース	10人	定期	集合	2日	1回	9月13日～14日
	PowerPoint活用コース	10人	定期	集合	1日	1回	9月15日
	ITサポートコース	10人	定期	集合	1日	1回	8月24日
現地研修	情報セキュリティ基礎コース	各10人	随時	現地	3時間	—	随時
	Word中級コース						
	Excel中級コース						
	PowerPoint初級コース						

注1 集合研修(共催)は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会と共催で実施します。

注2 現地研修については、講師を市町村へ派遣して研修を実施するものです。また、現地研修のうちWord中級コース、Excel中級コース及びPowerPoint初級コースについては、時間外の対応も行うこととしております。

お申込み  
お問い合わせ先

ソリューション推進部 基盤整備課 教育研修担当  
TEL (0584)47-6609 FAX (0584)47-6585 E-mail: slkensyu@gaic.or.jp

## CONTENTS

### 特集

経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画について 2  
経済産業省大臣官房デジタル・トランスフォーメーション室

自治体情報システム標準化・共通化に関する国の最新動向 4  
ソリューション推進部企画開発課

総合行政情報システムにおけるシステム標準化対応の方向性 8  
ソリューション推進部企画開発課

センターニュース 12

新規システム導入状況 12



県内の  
名所・旧跡・風物  
紹介シリーズ

～清流木曾・長良川に抱かれる“水と緑”に恵まれた自然豊かなまち～

## 羽島市

羽島市は、岐阜県の南部に位置する、水と緑に恵まれた自然豊かな都市です。

羽島市の花である「美濃菊」は、手のひらほどの優雅な大輪と大変珍しい丸花弁を有する古典菊の一種で、船の帆を思わせるような丸みを帯びた花弁と真ん中の花芯が見えるのが特徴です。美濃菊は今から約200年前、羽島市北部に自生していた野生菊の一種で、もともとは今日見られるような大輪ではなく、中輪型でした。市の特産園芸品として現在の雅やかな大輪に改良し、世に出したのは羽島市正木町の太田正吾氏といわれています。

同氏は明治初期に名菊作りを決意し研究を重ね、約76年に渡る品種改良の尽力の結果、今日的美濃菊を完成させました。こうして完成した「美濃菊」は天皇陛下や皇族をはじめ、総理大臣や各大臣にも献上され、その清らかで優雅な姿と原産地の縁から、昭和48年に「市の花」に制定されました。現在も、原産地の正木町を中心に市内各地で広く親しまれ栽培されています。

毎年秋には美濃菊を発表・鑑賞する場として「羽島美濃菊展」を開催。栽培者が大切に育てた美しい大輪たちを間近で鑑賞できます。ぜひご覧ください。

### 令和5年度 羽島美濃菊展

10月29日(日)  
10時～15時  
羽島市役所本庁舎1階



羽島美濃菊展



美濃菊「美濃の初春」

# 経済産業省デジタル・ガバメント 中長期計画について

経済産業省大臣官房デジタル・トランスフォーメーション室

経済産業省は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月7日閣議決定）を踏まえ、デジタル・ガバメントのコンセプトや方向性を示す中長期的な計画である「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」を2022年10月14日に公表しました。これまで国民・事業者に便利な行政サービスや効率的な業務の実現を目指してきましたが、今後はさらに一歩進んで、自らのDXを推進し、政策の質的向上を図るために官民データを使いこなせる行政組織である「データ駆動型行政組織」への転換を目標に掲げ、次の3つの柱に基づいて進めています。

## 1 サービス改革と業務改革

デジタル化やデータ化は手段にすぎず、利便性の高い行政サービス創出と業務効率化のためには、業務改革(BPR)が不可欠です。変化の激しい社会環境やユーザーニーズに対応するため、アジャイル型の対応を取り入れ、行政サービスの質を継続的に向上していきます。

## 2 データ利活用環境整備

### ア) データ基盤の整備

データ収集・保管だけでなく、オープン化と活用しやすいAPI開放を行い、公的データを活用した新事業の創出を促します。全府省庁が保有する企業の資格、調達、補助金、特許情報等の行政が保有する法人活動情報を、法人番号に紐づけて一元的に検索できるオープンデータサイト「Gビズインフォ」については、今後も引き続きシステムの利便性向上やデータ品質向上に向けたデータの自動登録率の向上などを図ります。また、地域経済に関わる様々なビッグデータをわかりやすく「見える化」して提供する「地域経済分析システム(RESAS)」については、描画速度の改善やAPIを活用した外部データ利活用の機能向上に取り組むなど、利便性向上を図ります。

### イ) データ利活用を見据えた行政サービスのデジタル化推進

経済産業省は令和7年までに、所管する申請手続をすべてオンライン化する目標を掲げています。実現に向けて、複雑な手続や多くの申請件数を持つ手続には専用システムを開発し、ユーザーや手続の特性に合わせたカスタマイズを行います。例えば、産業保安法令等に関する行政手続の電子化システム「保安ネット」では、地方自治体の自治事務手続の電子化についても検討を進めています。一方、申請件数が少ない手続には、ローコードツールを活用したオンライン手続プラットフォーム(Gビズフォーム)を使用し、柔軟かつ効率的なシステム開発・運用を進めます。

他にも、デジタル技術活用を進めるための「アナログ規制」の見直し、特許事務、中小企業支援、産業保安など、専用システムの利便性を向上させ各種データを活用した新たな政策の創出にも力を入れていくほか、利用者視点に立った行政サービスの改善を図るために、サービスデザイン思考やデザインシステムを導入し、UI・UXやアクセシビリティの向上に取り組めます。

### ウ) 内部業務におけるデータ利活用の推進

予算・会計データ管理を効率化し、データ分析を活用してEBPM(Evidence Based Policy Making)を強化するほか、アプリ内製法の支援や業務データ分析などを通じて、バックオフィス業務を改善します。さらに、職員データ利活用を促進し、組織マネジメントを高度化します。

## 3 ガバナンスの強化整備

### ア) 変革を促す省内体制

デジタル統括責任者の下、業務改革課、情報システム室、DX室の官房3課室で省内PMOを担う体制に強化し、業務とシステムが一体となった改革を推進します。

### イ) 人材確保・育成

民間人材の採用にとどまらず、「経済産業省におけるデジタル人材確保・育成計画」に基づいて、データ駆動型行政組織に必要な広範な人材像を具体化し、デジタル人材の確保・育成を図ります。

### ウ) 情報セキュリティ、個人情報保護、業務継続性の確保

全職員への研修の実施などを通じて、情報セキュリティ対策などの適切な管理を徹底します。最新技術を踏まえ、情報セキュリティ、個人情報保護、業務継続性の確保に努めます。

### エ) デジタル庁が整備する共通機能の活用の周知・徹底等

デジタル庁が整備する共通機能の活用を全体に周知し、徹底して活用していきます。

経済産業省では、データ利活用を中心とした行政を実現し、民間の生産性向上や社会全体の生産性革命を推進するため、この中長期計画を指針に取り組みまいります。

## 経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画の概要

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月7日閣議決定）を踏まえ、経済産業省が目指すデジタル・ガバメントのコンセプトや方向性を打ち出し、今後進める取組の中長期的な方針を示すもの。

### 経済産業省デジタル・ガバメントのビジョン

- ✓ これまで、国民・事業者に便利な行政サービスや、職員自身の効率的・効果的な業務の実現を目指し、デジタル技術を活用した行政手続（フロントサービス）のオンライン化や、内部業務（バックオフィス）の改革への取組を進めてきた。
- ✓ 今後、従来のフロント・バックオフィスの改革にとどまらず、経済産業省自身が自らのDXをより積極的に進め、従来の事業者の利便性向上や業務効率化の目的だけでなく、**政策の質的向上を図るために官民データを使いこなせる「データ駆動型行政組織への転換」を目指す。**

### データ駆動型行政への転換に向けた取組

#### 【サービス改革と業務改革】

- ・デジタル化やデータ化はそれ自体はあくまで手段。より利便性が高い行政サービスの創出や行政自身の一層の業務効率化のため、まずは、**業務改革（BPR）を徹底。**
- ・変化の激しい社会環境やユーザーニーズの変化を捉えたアジャイル型の対応により、**行政サービスの質を継続的に向上。**

#### 【データ利活用環境整備】

##### ① データ基盤の整備

- ・使いやすい形式でデータ収集・保管するだけでなく、**オープン化と活用しやすいAPI開放**を行い、事業者等による公的データを利用した新事業の創出を促す。  
例) Gビズインフォ、地域経済分析システム(RESAS)の拡充、利便性向上

##### ② データ利活用を見据えた行政サービスのデジタル化推進

- ・経済産業省が所管する申請手続等を令和7年までに**すべてオンライン化**。
- ・個別システムについては、各工程表に基づき取組を推進。
- ・特許、中小企業支援、産業保安では、**専用システムの利便性等を一層向上**。
- ・ローコードツールを活用した**Gビズフォームで迅速・低コストにオンライン化**を推進。
- ・産業界におけるデジタル技術活用を進めるため、「**アナログ規制**」を見直し。
- ・**各種データを活用した新たな政策の創出**に資するように取り組んでいく。

##### ③ 内部業務におけるデータ利活用の推進

- ・**予算・会計データ管理を効率化**。執行データ分析を活用しEBPM強化に繋げる。
- ・**アプリ内製法の支援、業務データ分析**等によりバックオフィス業務を更に改善。
- ・**職員データ利活用**により、勤務管理や人事評価等の**組織マネジメントを高度化**。

#### 【ガバナンスの強化】

##### ① 変革を促す省内体制

- ・デジタル統括責任者の下、業務改革課、情報システム室、DX室の**官房3課室で省内PMOを担う体制に強化**。業務・システム一体となった改革を推進。

##### ② 人材確保・育成

- ・民間人材の採用に加え、全職員に対しDXリテラシーやデータ活用の知見についてデジタル研修等を行い、**組織全体のデジタル能力を底上げ**。
- ・「経済産業省におけるデジタル人材確保・育成計画」とも併せ、**データ駆動型行政組織に必要とされる広範な人材像等を具体化**し、デジタル人材の確保・育成を図る。

##### ③ 情報セキュリティ、個人情報保護、業務継続性の確保

- ・全職員への研修の実施等により**情報セキュリティ対策等の適切な管理を徹底**。
- ・ゼロトラストアーキテクチャなど、最新技術等を踏まえた機動的・不断の対応に努める。

##### ④ デジタル庁が整備する共通機能の活用の周知・徹底等

- ・ガバメントクラウド等、デジタル庁が整備する**共通機能の活用を周知・徹底**。

### ● Gビズインフォ

全府省庁が保有する企業の資格、調達、補助金、特許情報等の行政が保有する法人活動情報を、法人番号に紐づけて一元的に検索できるオープンデータサイト。  
<https://info.gbiz.go.jp/>



### ● 行政手続きプラットフォーム(Gビズフォーム)

ローコードツールを活用した中小規模の行政手続き対象のオンライン手続プラットフォーム。  
<https://form.gbiz.go.jp/>



# 自治体情報システム標準化・共通化に関する国の最新動向

ソリューション推進部企画開発課

## 1 はじめに

情報通信技術を活用し、住民の利便性の向上及び自治体の行政運営の効率化に資するよう、自治体情報システムの標準化・共通化の取組を推進するため、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」(以下「標準化法」という。)が成立しました。

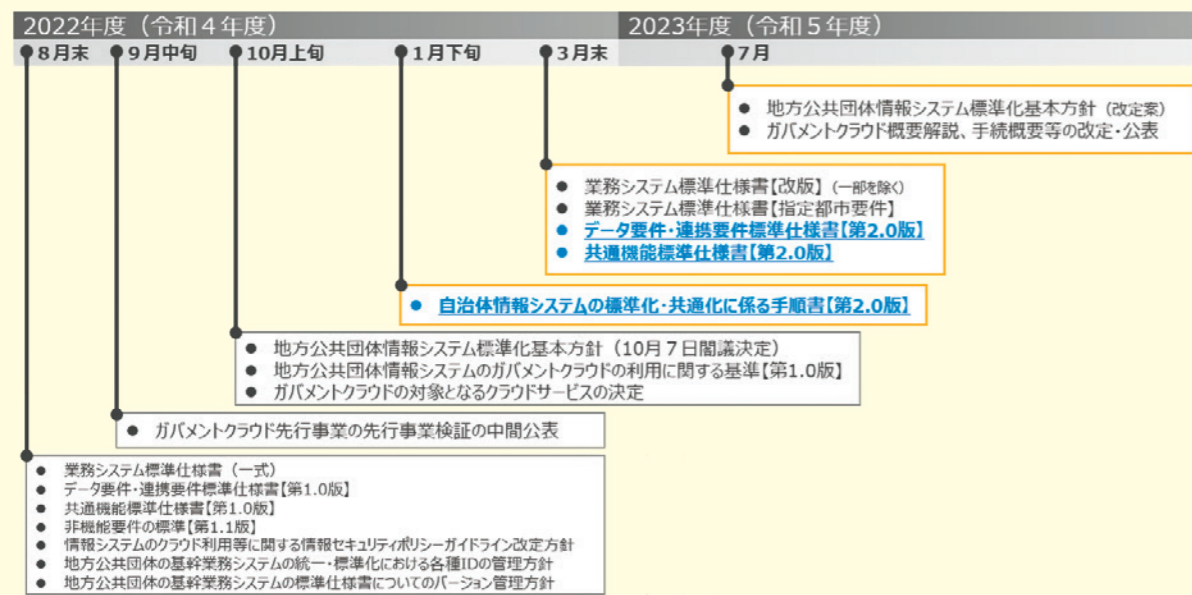
この標準化法において、システム標準化の対象となる事務として20業務が定められ、地方公共団体に対して、標準化基準に適合したシステム(以下「標準準拠システム」という。)の利用が義務付けられました。

令和4年10月には、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(以下「国の基本方針」という。)が閣議決定され、令和7年度末までに、ガバメントクラウド(デジタル庁が調達するクラウド環境)を活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされています。

本稿では、最新動向として、デジタル庁等において直近に策定又は改定された標準仕様書等のドキュメントのうち、共通して対応が必要となる3つの資料(図表1、青字・アンダーラインのもの)に関して御説明します。

なお、各章の最後に、各自治体において検討及び対応の必要な事項を【要対応事項】としてとりまとめています。

図表1 直近に策定又は改定された標準仕様書等ドキュメント(抜粋)



## 2 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】について

「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」(以下「本手順書」という。)は、標準化・共通化に向けた標準的な作業項目やフェーズごとに想定される主な作業手順等が掲載され、全自治体が円滑に情報システムの標準化・共通化を進めるために策定されています。

第1.0版は、総務省から令和3年7月7日付けで公表され、第2.0版は、国の基本方針等を踏まえ一部修正を行って、令和5年1月に改定されました。

本章では、この改定の中から「標準仕様書等一連のドキュメントの公表」及び「移行スケジュール例の追加」について取り上げます。

### 〈標準仕様書等一連のドキュメントの公表〉

本手順書の改定において、改めて早期に、そして、計画的に取り組むことによる負担の平準化が求められ、自治体における将来的な人的・財政的負担の軽減や住民の利便性の向上に資することを意識して組織的に取り組むことが重要とされています。

令和4年8月には、標準化対象システムに係るすべての標準仕様書が策定され、その後、国の基本方針、地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準など、標準準拠システムへの移行に必要なとされる一連のドキュメントが示されました。

ドキュメントが揃ったことにより、自治体が標準準

拠システムへの移行プロセスを進めることについて、原則として支障がない状態となっています。

そして、国の基本方針において、改めて標準準拠システムへの移行を令和7年度末までに目指すことが示されており、各自治体において、現時点の進捗状況を確認しつつ、移行目標時期を目指して、着実に推進することがより一層求められています。

### 〈移行スケジュール例の追加〉

本手順書では、標準準拠システムへの移行に当たり、「計画立案」、「システム選定」及び「移行」の3つのフェーズに分けられ、各フェーズで実施することが想定されている作業項目、作業内容及びスケジュール例が示されています。

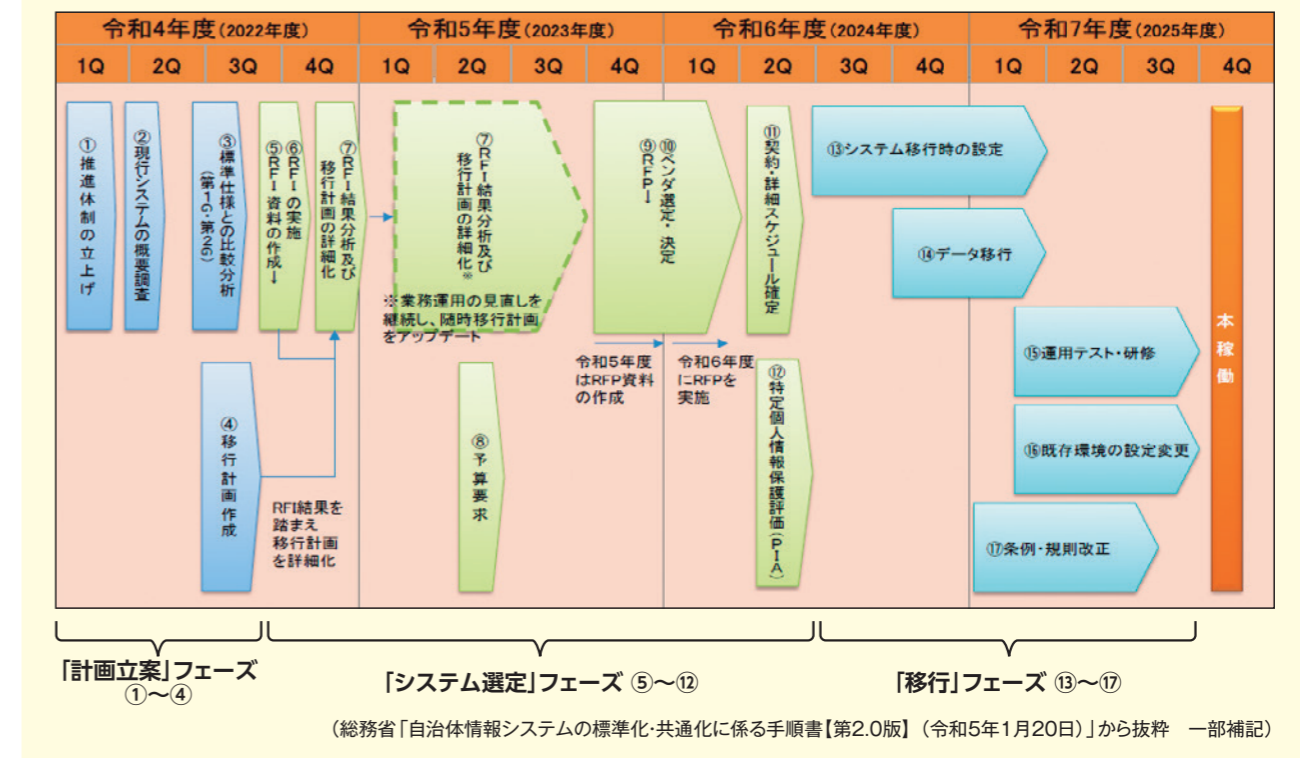
第2.0版では、各自治体の進捗状況を踏まえ、令和4年度から移行準備を行う場合のスケジュール例(図表2)が示されました。

各自治体の状況が多様であることから、このスケジュール例どおりの対応を求めるものではなく、システムの状況等に応じて、各作業を同時に進めることや作業手順を省略することも十分に考えられるとされ、柔軟に対応することが求められています。

### 【要対応事項1】

標準仕様の分析等の作業を進め、令和7年度末までのシステム移行を目標に移行計画を策定する必要があります。

図表2 令和4年度から移行準備を行う場合のスケジュール例



## 3 データ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】について

「データ要件・連携要件標準仕様書」は、標準化法第7条第1項に規定する「共通する基準」のうち、標準化法第5条第2項第3号イ(電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項)に関するものについて規定されています。

第1.0版は、デジタル庁から令和4年8月付けで公表され、第2.0版は、国の基本方針や各種課題を検討した結果等を踏まえ、令和5年1月に改定されています。

本章では、この改定の中から、「データ要件(文字要件)の変更点」及び「連携要件の変更点」について取り上げます。

### 〈データ要件(文字要件)の変更点〉

文字については、これまでコンピュータで取り扱う

ことができる文字数に制限がある中、手書きで作成された戸籍においてくずし字や書き癖により様々な文字が存在し、各自治体又はベンダ固有の文字、いわゆる「外字」として登録されてきた現状と、それによる運用コスト、システム間連携による文字化け等の弊害を踏まえ、各種要件が規定されています。

標準準拠システムでは、基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットを標準仕様の文字要件に適合する文字セット「MJ+」(図表3)に一意に同定することで、従来の「外字」を使用しないこと、新たな「外字」も発生させないことを目指すこととされています。

本仕様書の第1.0版における文字要件では、「標準準拠システムが保持するデータの文字セットは『JIS X 0213:2012』とする。ただし、戸籍システム及び戸籍附票システムの氏名、本籍、筆頭者及び住所/方書、

並びに、住民記録システム及び印鑑登録システムの氏名等(氏名/旧氏/通称、世帯主の氏名、住所/方書、本籍及び筆頭者)については、文字情報基盤として整備された文字セットで保持する。」とされていました。

しかし、この要件は、現行システムを改修して対応する場合や住民記録システムとその他の業務システムを同一のパッケージシステムとして構築している場合などにおいて対応が困難だったことから、文字要件の運用に関する検討会において協議が行われました。

その結果、第2.0版では、「各標準準拠システムが保持

する氏名等(氏名/旧氏/通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所/方書)の文字セットは『MJ+』、各標準準拠システムにおける氏名等以外の文字セットは『MJ+』又は『JIS X 0213:2012』とする。」として変更されました。

**【要対応事項2】**

文字について同定作業や使用フォントの確認を行い、利用端末でのシステム共存可否の確認も行う必要があります。

図表3 MJ+とは

MJ+	
文字情報基盤文字(MJ)	追加文字部分(+)
文字一覧	文字情報技術促進協会「MJ文字情報一覧表 Ver006.01」 ベースは法務省の整備事業の成果(9,198文字)
フォント	IPAmj明朝フォント(参考) 今後デジタル庁でフォント(参考)を整備 上記フォントファイルを参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装する。 ※上記2つのフォントファイルを活用し、実装することは任意
文字コード	JIS X 0221:2020

(デジタル庁「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】(令和5年3月)」に基づき編集)

**〈連携要件の変更点〉**

連携要件は、各標準準拠システムが基準に基づく機能を実現することができるよう、かつ、標準準拠システム以外のシステムと円滑なデータ連携を行うことができるよう、標準準拠システムから、他の標準準拠システム及び標準準拠システム以外のシステムに対し、データ要件の標準仕様に規定されたデータ項目を、データ連携するための要件とその機能の標準仕様として規定されています。

本仕様書の第1.0版における連携要件では、連携要件の標準が、機能別連携仕様、独自施策システム等連携仕様及び連携技術仕様で構成されること、そして、連携方法として、リアルタイム連携の場合は「API連携※」、大量データの連携の場合は「ファイル連携」とすることなどが規定されていました。

※APIは「アプリケーション・プログラミング・インターフェース」の略語で、自ソフトウェアの機能をその他のソフトウェアでも使用できるように仕様を取り決めたものであり、「API連携」とは、APIを使用してソフトウェア間で連携する機能のこと。

しかし、「API連携」を用いたリアルタイム連携では、現行システムにおける宛名情報の連携などで用いられる連携元からのPUSH型の連携ができないこと、標準

準拠システムと独自施策システム(システム標準化の対象外の事務で自治体が独自で構築するシステム)との連携について規定が不明瞭であったことなど課題がある状況でした。

そのため、第2.0版では、PUSH型の連携が可能な「ファイル連携」が基本となり、新たに、オブジェクトストレージ※を使用することが仕様に盛り込まれました。

※オブジェクトストレージとは、オブジェクト単位でデータを管理する記憶装置。ガバメントクラウドの要件として定義されており、各CSP(クラウド サービス プロバイダー)からマネージドサービス(インフラ環境の運用管理や保守、障害時の対応などの一連の作業を代行するサービス)として提供されている。

また、独自施策システムとの連携については、機能別連携仕様で規定するIF(インターフェース)を利用することを原則とするほか、当該IFにおいて必要な項目を連携できない場合においては、基本データリストを用いたファイル連携を行うこととされました。

**【要対応事項3】**

関係するシステムとの連携方法を整理し、各システムへの影響を踏まえ予算措置等を行い必要なシステム改修等を行う必要があります。

**4 共通機能標準仕様書【第2.0版】について**

「共通機能標準仕様書」は、標準化法第7条第1項に基づき定める「共通する基準」のうち、同法第5条第2項第3号ニ(イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準)について規定されています。

第1.0版は、デジタル庁から令和4年8月付けで公表され、第2.0版は、国の基本方針や、同じタイミングで改定された「データ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】」の変更等に伴い、令和5年1月に改定されています。

本章では、この改定の中から、「共通機能の追加」及び「庁内データ連携の変更点」について取り上げます。

**〈共通機能の追加〉**

第1.0版では、共通機能として、「申請管理」、「庁内データ連携」、「住登外者宛名番号管理」、「団体内統合

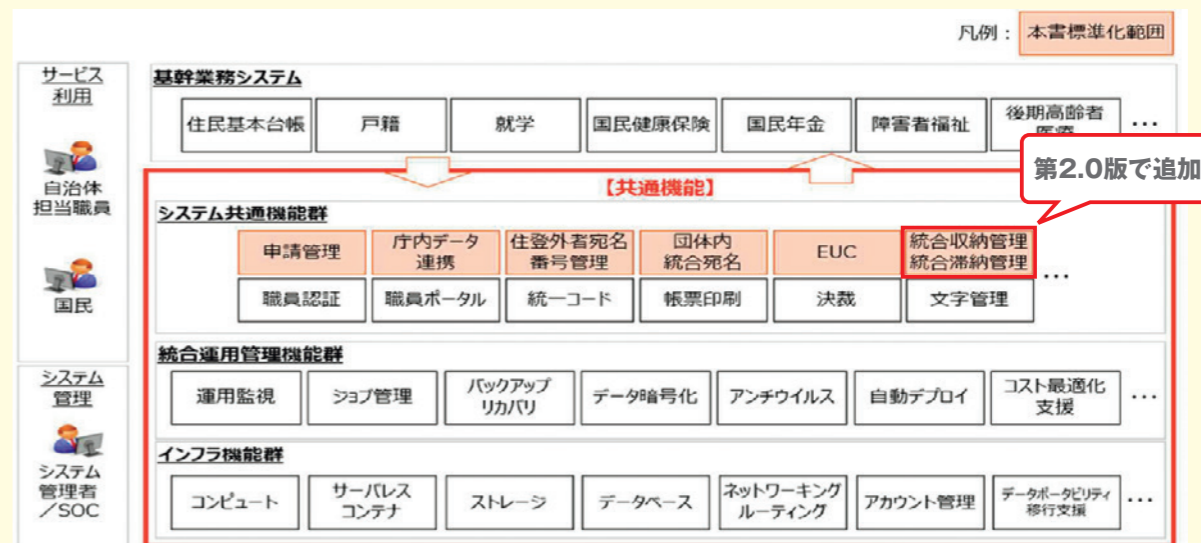
宛名」及び「EUC」の5つの機能が本仕様書の標準化範囲として規定されていましたが、第2.0版では、新たに「統合収納管理・統合滞納管理」の機能が追加されました。(図表4)

「統合収納管理」機能は、標準化対象システムにおける各賦課業務(税務、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、子ども・子育て支援のこと。以下同じ。)のうち2業務以上と連携し、共通的な収納管理システムを利用して各収納業務を行う機能です。

また、「統合滞納管理」機能とは、各賦課業務のうち2業務以上と連携し、共通的な滞納管理システムを利用して滞納業務を行う機能です。

この機能追加により、マルチベンダを採用しない自治体の機能要件の統一化、事業者の開発費用の削減、また、データ移行における移行期間削減や事業者間調整の緩和が見込まれています。

図表4 共通機能の全体イメージ



(デジタル庁「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】(令和5年3月)」から抜粋)

**〈庁内データ連携の変更点〉**

「庁内データ連携」は、標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能として、「REST※による公開用API方式(前述の「API連携」と同義)」や「ファイル連携方式」などが規定されています。

※RESTとは、「REpresentational State Transfer」の略語であり、簡易な手順で広く普及したWebサービスへのアクセスを可能にする仕組みのこと

変更点は、前述の「3 データ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】について」の内容と同じであり、同期をとって変更されたものです。

**【要対応事項4】**

マルチベンダとなった場合の共通機能の実装方法について、各ベンダの役割分担や連携方法を整理する必要があります。

**5 おわりに**

今回、最新動向として御説明した内容は、現在も検討が進められており、特に、文字要件において、今後、文字フォントの整備に関する仕様などが改定される見込みとなっています。

本稿で取り上げた仕様は、標準準拠システムをはじめ

めとする基幹系システム全体に影響する内容であることから、引き続き、国から公表される標準仕様書等に注視し、適切に仕様の変更を把握して対応していく必要があると考えており、市町村情報化研究会等を通じて、情報提供に努めます。